

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書
地質・土質調査業務共通仕様書 目次	地質・土質調査業務共通仕様書 目次
第 1－1 条～第 1－40 条 [略]	第 1－1 条～第 1－40 条 [略]
<u>第 1－41 条 環境改善の実施</u>	<u>第 1－41 条 [新設]</u>
第 2－1 条～第 12－2 条 [略]	第 2－1 条～第 12－2 条 [略]
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1－1 条 [略]	第 1－1 条 [略]
第 1－2 条 用語の定義	第 1－2 条 用語の定義
<u>(10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。</u>	<u>(10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u>
<u>(14) 削除</u>	<u>(14) 「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</u>
<u>(14) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u>	<u>(15) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u>
第 1－3 条～第 1－8 条 [略]	第 1－3 条～第 1－8 条 [略]
第 1－9 条 打合せ等	第 1－9 条 打合せ等
<u>4 削除</u>	<u>4 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</u>
	<u>(1) ウィークリースタンスの実施</u>
	<u>ア 月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</u>
	<u>イ 水曜日の週 1 回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</u>
	<u>ウ 金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</u>
	<u>エ 昼休みや午後 5 時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー 5・ノーミーティング)</u>
	<u>オ 定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</u>
	<u>(2) ワンデーレスポンスの徹底</u>
	<u>ア 質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</u>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
	<u>イ 「その日のうち」とは、質問・協議等開始より 1 日（24時間）以内に回答することを原則とする。（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）</u> <u>ウ 回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を 1 日（24時間）以内に回答する。</u> <u>(3) ネクストミーティングの推進</u> <u>ア 次回協議日程を決めておくこと。</u> <u>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</u> <u>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</u> <u>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</u> <u>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</u> <u>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</u> <u>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</u> <u>(6) 合同現地踏査の実施</u> <u>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</u> <u>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</u>
<u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。</u> <u>なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	4 [新設]
第 1－10 条～第 1－35 条 [略]	第 1－10 条～第 1－35 条 [略]
第 1－36 条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第 1－36 条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
<u>第 1－41 条 環境改善の実施</u> <u>業務の実施にあたっては、農政部における「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。</u>	第 1－41 条 [新設]

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和7年10月）

改定後	現行
第2章 地形，地質踏査	第2章 地形，地質踏査
第2－1条～第2－4条 [略]	第2－1条～第2－4条 [略]
第3章 ボーリング調査	第3章 ボーリング調査
第3－1条～第3－9条 [略]	第3－1条～第3－9条 [略]
第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験	第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験
第4－1条～第4－4条 [略]	第4－1条～第4－4条 [略]
第4－6条～第4－25条 [略]	第4－6条～第4－25条 [略]
第5章 サウンディング	第5章 サウンディング
第5－1条～第5－16条 [略]	第5－1条～第5－16条 [略]
第6章 サンプリング	第6章 サンプリング
第6－1条～第6－5条 [略]	第6－1条～第6－5条 [略]
第7章 解析等調査業務	第7章 解析等調査業務
第7－1条 [略]	第7－1条 [略]
第7－2条 <u>(1) 計画準備</u> <u>ア 調査計画の立案及び業務計画書の作成</u>	第7－2条 <u>(1) [新設]</u>
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
第7－3条 [略]	第7－3条 [略]
第8章 物理探査	第8章 物理探査

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改 定 後	現 行
第 8－1 条～第 8－6 条 [略]	第 8－1 条～第 8－6 条 [略]
第 9 章 試掘坑	第 9 章 試掘坑
第 9－1 条～第 9－4 条 [略]	第 9－1 条～第 9－4 条 [略]
第10章 試掘井，揚水試験	第10章 試掘井，揚水試験
第10－1 条～第10－5 条 [略]	第10－1 条～第10－5 条 [略]
第11章 土質試験	第11章 土質試験
第11－1 条～第11－2 条 [略]	第11－1 条～第11－2 条 [略]
第12章 岩石試験	第12章 岩石試験
第12－1 条～第12－2 条 [略]	第12－1 条～第12－2 条 [略]

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
測量業務共通仕様書 測量業務共通仕様書目次 <u>第42条 環境改善の実施</u> 第 1 条～第 2 条 〔略〕 第 3 条 用語の定義 <u>(10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。</u> (14) 削除 <u>(14) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u> 第 4 条～第 9 条 〔略〕 第10条 打合せ等 4 削除	測量業務共通仕様書 測量業務共通仕様書目次 第42条 〔新設〕 第 1 条～第 2 条 〔略〕 第 3 条 用語の定義 <u>(10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u> <u>(14) 「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説くための書類をいう。</u> <u>(15) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u> 第 4 条～第 9 条 〔略〕 第10条 打合せ等 <u>4 監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</u> <u>(1) ウィークリースタンスの実施</u> <u>ア 月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</u> <u>イ 水曜日の週 1 回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</u> <u>ウ 金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</u> <u>エ 昼休みや午後 5 時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー 5・ノーミーティング)</u> <u>オ 定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</u> <u>(2) ワンデーレスポンスの徹底</u> <u>ア 質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</u> <u>イ 「その日のうち」とは、質問・協議等開始より 1 日（24時間）以内に回答することを原則とする。</u> <u>（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）</u> <u>ウ 回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を 1 日（24時間）以内に回答する。</u> <u>(3) ネクストミーティングの推進</u> <u>ア 次回協議日程を決めておくこと。</u>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
<u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。</u> <u>なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u>	<u>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</u> <u>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</u> <u>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</u> <u>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</u> <u>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</u> <u>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</u> <u>(6) 合同現地踏査の実施</u> <u>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</u> <u>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</u>
第 11 条～第 35 条 〔略〕	第 11 条～第 35 条 〔略〕
第 36 条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第36条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第 37 条～第 41 条 〔略〕	第37条～第41条 〔略〕
<u>第 42 条 環境改善の実施</u> <u>業務の実施にあたっては、農政部における「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。</u>	第42条 〔新設〕

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
設計業務共通仕様書	設計業務共通仕様書
設計業務共通仕様書目次	設計業務共通仕様書目次
第 1－1 条～第 1－39 条　〔略〕	第 1－1 条～第 1－39 条　〔略〕
<u>第 1－40 条　環境改善の実施</u>	第 1－40 条　〔新設〕
第 2－1 条～第 2－6 条　〔略〕	第 2－1 条～第 2－6 条　〔略〕
第 1 章　総則	第 1 章　総則
第 1－1 条　〔略〕	第 1－1 条　〔略〕
第 1－2 条　用語の定義	第 1－2 条　用語の定義
<u>(11)　「設計図書」とは、仕様書、図面、質問回答書をいう。</u>	<u>(11)　「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</u>
(15)　削除	<u>(15)　「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</u>
第 1－3 条～第 1－9 条　〔略〕	第 1－3 条～第 1－9 条　〔略〕
第 1－10 条　打合せ等	第 1－10 条　打合せ等
4　〔削除〕	<u>4　監督職員及び受注者は、業務環境改善に努める。</u>
	<u>(1)　ウィークリースタンスの実施</u>
	<u>ア　月曜日の休日明けを依頼の期限日としない。(マンデー・ノーピリオド)</u>
	<u>イ　水曜日の週 1 回以上は定時帰宅を心掛ける。(ウェンズデー・ホーム)</u>
	<u>ウ　金曜日等の休日前には依頼しない。(フライデー・ノーリクエスト)</u>
	<u>エ　昼休みや午後 5 時以降の打合せをしない。(ランチ・オーバー 5・ノーミーティング)</u>
	<u>オ　定時間際、時後の依頼をしない。(イブニング・ノーリクエスト)</u>
	<u>(2)　ワンデーレスポンスの徹底</u>
	<u>ア　質問・協議等に対する回答は「その日のうち」に実施する。</u>
	<u>イ　「その日のうち」とは、質問・協議等開始より 1 日（24 時間）以内に回答することを原則とする。</u>
	<u>（ただし、土・日曜等の閉庁日を除く）</u>
	<u>ウ　回答が困難な場合には、回答が必要な期限を確認したうえで、その「回答期限」を 1 日（24 時間）以内に回答する。</u>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和7年10月）

改定後	現行
<u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。</u> <u>なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u> 第1－11条～第1－34条 [略] 第1－35条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第1－36条～第1－39条 [略] <u>第1－40条 環境改善の実施</u> 業務の実施にあたっては、農政部における「環境改善実施要領（業務編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。	<u>(3) ネクストミーティングの推進</u> <u>ア 次回協議日程を決めておくこと。</u> <u>イ 適切な工程管理など業務量の平準化を図る。</u> <u>(4) 遠隔臨場（WEB）会議の推進</u> <u>ア 「業務打合せ」や「検査」をWEBで実施する。</u> <u>イ 特に離島などの遠隔地は可能な限り協議により実施する。</u> <u>(5) 情報共有システム（ASP）の活用</u> <u>ア 業務効率化のため積極的な活用を推進するとともに、受発注者間の業務スケジュールを共有する。</u> <u>(6) 合同現地踏査の実施</u> <u>ア 受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。</u> <u>イ 実施する際は、業務の重要度により判断する。</u> 4 [新設] 第1－11条～第1－34条 [略] 第1－35条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第1－36条～第1－39条 [略] <u>第1－40条 [新設]</u>

鹿児島県農政部 調査・測量・設計業務共通仕様書 改定新旧対照表（令和 7 年 10 月）

改定後	現行
第 2 章 設計業務 第 2-1 条～第 2-6 条 [略]	第 2 章 設計業務 第 2-1 条～第 2-6 条 [略]